

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十三号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から十三の項までを五の項から十二の項までとする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。